答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事(以下「処分庁」という。)が、請求人に対し、平成31年4月5日付けの「特別児童扶養手当資格喪失通知書」で行った法3条2項及び法施行規則24条1項の規定に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、平成30年8月、特別児童扶養手当所得状況届(現況届)を提出し、並行して本件児童の障害程度に係る障害状況届を提出し、処分庁から本件有期解除処分を受けた。しかし、手当の支給は差し止められ現在に至っている。

東京都は、平成30年8月の段階で、請求人と配偶者との間で所得の逆転が見られたとして、○○区を通して請求人に受給者変更勧奨通知を送付している。しかし、当該受給者変更の勧奨は、総所得の額の比較のみによって機械的に「主たる生計維持者」についての判断をしたものである。

総所得のうちの常勤給与収入の比較では、常に請求人が配偶者を上回っており、またこれまで終始一貫して、請求人が本件児童を含む子らを健康保険の被扶養者としており、また、扶養控除を受け、扶養手当も受給しているのである。請求人は、状況を説明し、再考を求めているにもかかわらず、東京都は対応を改めず、本件処分に至ったのは、請求人世帯の実情を何ら顧慮せず、手当の制度を定めた法の趣旨及び社会通念に反したものである。

したがって、本件処分は取り消すべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規 定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
令和元年11月25日	諮問
令和2年 1月17日	審議(第41回第2部会)
令和2年 2月18日	審議(第42回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 認定

法によれば、手当は、2条1項の規定に該当する障害児(以下「障害児」という。)の父又は母が障害児を監護するとき等、3 条の規定が定める支給要件に該当する場合において、当該支給要 件に該当する父又は母等(以下「受給資格者」という。)が、5 条1項の規定に基づき、都道府県知事(地方自治法252条の1 9第1項の指定都市の区域内に住所を有する受給資格者について は、当該指定都市の長。以下同じ。)に、障害児が法2条1項に 規定する状態にあることに関する医師等の診断書等(法施行規則 1条)を添付して申請し、受給資格及び手当の額に係る当該知事 の認定を受けた上で支給されるものとされている。

(2) 支給期間及び支払期月

法5条の2の規定によれば、手当の支給は、受給資格者が5条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるとされている。また、同条3項の規定によれば、手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払うとされているが、同条4項の規定によれば、3項本文の規定により12月に支払うべき手当は、手当の支給を受けている者の請求があったときは、同項本文の規定にかかわらず、その前月に支払うものとするとされている。

(3) 支給要件

法3条1項の規定によれば、国は、障害児の父又は母がその障害児を監護するときは、その父又は母に対して手当を支給するとされているところ、同条2項の規定によれば、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者に支給するものとするとされている。

(4) 所得状況の届出

法35条1項の規定によれば、手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、行政庁に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならないとされているところ、法施行規則4条の規定によれば、手当の支給を受けている者は、特別児

童扶養手当所得状況届(様式第6号。以下「所得状況届」という。)に同規則1条6号及び7号に掲げる書類等(受給者及び受給者の配偶者等の所得の額並びに法6条に規定する扶養親族等の有無等についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書等)を添えて、毎年8月12日から9月11日までの間に、これを都道府県知事に提出しなければならないとされている。

(5) 市町村長の経由

法施行規則15条の規定によれば、同規則第1章の規定(1条ないし15条)によって請求書、届書又は申請書を都道府県知事に提出する場合においては、当該受給資格者又は受給者の住所地の市町村長を経由しなければならないとされている。

(6) 受給資格喪失の通知

法施行規則 2 4 条 1 項の規定によれば、都道府県知事は、手当の受給者の受給資格が消滅したときは、特別児童扶養手当資格喪失通知書をその者に交付しなければならないとされている。

- 2 以上を前提に、以下に検討する。
 - (1) 処分庁は、請求人が平成22年11月に東京都内に転入した後、同年12月分から、請求人に対して手当の支給を継続して行っていたところ、平成28年及び平成29年において、配偶者の所得額が請求人の所得額を上回っている状態であったことを確認したため、本件児童を監護する「父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者」(法3条2項)として、平成30年8月分以降の手当の受給資格者となるべき者は、配偶者であると判断した。そこで、○○区長を通して、受給者の変更の手続を行う必要が生じている旨を請求人に連絡したが、請求人からは、手当の受給者をそのまま継続して請求人とするよう要望が出され、請求人の受給資格喪失の届出はなされなかった。そのため、処分庁は、職権により手当の受給資格喪失処分を行って、これを請求

人に通知した。以上の事実が認められる。

(2) 法3条2項の規定にいう、「主として当該障害児の生計を維持する者」(以下「主たる生計維持者」という。)については、これを定義づける法の規定あるいは政令又は省令等の規定若しくは通達等は特にない。そのため、具体的には、法の運用に当たるものが、法の趣旨を踏まえ、社会通念に反しない範囲でその判断を行うことが相当であると考えられる。

そうとすると、原則としては、手当の支給要件に該当する障害 児を父及び母がともに監護する場合、父又は母のうち所得の額が より多い者が、主たる生計維持者に該当するとすべきであり、ま た、正確な所得の額は、確定した前年の所得額によることが妥当 であると考えられるが、法令の規定(法35条1項、法施行規則 4条)は、手当の支給を受けている者に対し、市町村長の証明書 を添付した所得状況届の提出を義務付けていることから、基本的 には、提出された所得状況届の記載に基づいて、これを判断すれ ば足りるものと解せられる。

処分庁は、平成28年及び平成29年の2か年にわたり、継続して配偶者の所得額が請求人の所得額を上回っている状態であったことを、最終的に平成29年度及び平成30年度の各所得状況届の記載を基に確認した上で、請求人は、主たる生計維持者ではなくなったとものと判断し、請求人の受給資格は、平成30年7月31日限りにて消滅したものと認定して、本件処分を行ったものであると認められる。この判断は、法3条2項の規定の解釈適用として特に誤ったものあるということはできず、また、単年ではなく、複数年にわたり所得の逆転が見られることを確認し、かかる状況が継続している状況にあるものと判断した上で、慎重に行われたものと認められるものであるから、処分庁が請求人の手当の受給資格を喪失させた本件処分を、違法又は不当ということはできないものである。

- 3 請求人の主張について
 - (1) 請求人は、本件処分に係る処分庁の判断は、総所得の額の比較 のみによってなされた機械的なもので、手当制度の趣旨や社会通 念にそぐわないと主張している。

しかし、処分庁が、主たる生計維持者についての判断をするに当たって、所得の額を基準としていることについては、生計の主たる担い手が何人であるかを判定する具体的運用の基準としては、明確かつ一義的であり、社会通念に照らして、必ずしも不合理とはいえないものであり、法3条2項の解釈として妥当性を欠くものではないと考えられる。

(2) 請求人は、社会保険における被扶養者の認定に係る国の指針に沿って、請求人を被保険者とする健康保険においても、本件児童を請求人の被扶養者とすることが認められている事実があり、このことを指摘しているのに、処分庁は、これを無視していると批判している。

このことについて、請求人が指摘する国の指針とは、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」(昭和60年6月13日保険発第66号・庁保険発第22号厚生省保険局保険・国民健康保険・社会保険庁医療保険部健康保険・船員保険課長連名通知)であると認められ、請求人の主張は、同通知の別紙(昭和60年6月12日社会保険各省連絡協議会決定。以下「被扶養者認定要領」という。)の内容に沿って、「主たる生計維持者」についての判断を行うべきだとするものであると考えられる。

しかしながら、社会保険制度と特別児童扶養手当の制度とは、制度の趣旨・目的等を一にするものとは認められないものであり、特別児童扶養手当の資格認定について被扶養者認定要領と同一の基準に依るべき理由はない。

(3) したがって、請求人の主張を、本件処分を取り消すべき理由として採用することはできないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 近藤ルミ子、山口卓男、山本未来